

沼津市・三島市・清水町住民によるコンビナート反対闘争

小池 善之

はじめに

沼津市・三島市・清水町の二市一町の住民によるコンビナート反対闘争については、数多くの文献が刊行されている。星野重雄・西岡昭夫・中嶋勇「沼津・三島・清水 二市一町石油化学コンビナート反対闘争と富士市をめぐる住民闘争」（講座『現代日本の都市問題』第八巻、汐文社、1971年）、宮本憲一編『沼津住民運動の歩み』（日本放送出版協会、1979年）、酒井郁造『見えない公害との闘い』（同編集委員会、1984年）がその代表的なものである。この闘いが全国的にも大きな意味を持つものであったからである。また『静岡県史』、『沼津市史』、『清水町史』などの自治体史も、この闘いを大きく取り上げている。さらに近年、『戦後日本住民運動史料集成』8、「三島・沼津・清水町石油コンビナート建設反対運動資料」として、全八巻もの資料集が刊行された（すいれん舎、2013年）。

その他、大沼俱夫が『三島市・清水町・沼津市住民の石油化学コンビナート阻止運動と三島市の今後の課題』（2017年）を刊行し、また沼尻晃伸（立教大学）も精力的にこの問題を研究している。こうしてみると、この反対闘争については、ほとんど記されるべきものは記されてしまっているといっても過言ではない状態である。

しかし、この意義ある住民運動は、より広い視点で検討されるべきである。そのひとつは時間軸である。仔細にこの運動をみつめると、とりわけ三島市においては、大正期の鉍毒問題、敗戦直後の三島庶民大学、そして東レの進出による湧き水の枯渇問題があった。それらの記憶がこの反対闘争を支えていた。もう一つは、空間軸である。この地域のコンビナート建設計画は、国の高度経済成長政策、それに呼応した静岡県の開発計画に始まる。いわば上下のタテ関係の存在。さらに沼津、三島、清水町という自治体域をこえたヨコの関係。このヨコ関係は、当該地域に住む人々の生活圏域でもある。同時に、すでにコンビナートによる公害に苦しんでいた四日市住民の苦しみ、コンビナートの京葉工業地帯建設、また日本社会党や日本共産党という政党の存在も、ヨコ関係としてあった。

本稿では、この二つの軸に注目してこの反対闘争を見つめることとする。

1 闘争の経過

反対闘争についての経過については、「はじめに」で指摘したように、様々な文献によりすでに明らかにされているので、ここではその概要を記す。

(1) 「工業立県」をめざして

地方自治体の諸政策は、自治体単独のものは多くなく、ほとんどが国全体（政府）の政策の一環として従属してつくられる。「東駿河湾」地域へのコンビナート建設計画もその一つである。すなわち1960年、岸信介内閣のあとをついだ池田勇人内閣が打ち出した、1970年までにGNPを2倍にし、国民生活の水準をアップし、完全雇用を実現するという「所得倍増計画」という大枠の政策の下、1962年「（第一次）全国総合開発計画」（1950年の国土総合開発法に基づく）が閣議決定された。すでに開発され工業が集積している東京、大阪、名古屋を中心と

して、その周辺に拠点を配置して地域の開発を図るという「太平洋岸ベルト地帯」構想であった。そしてそれを実現すべく、「新産業都市建設促進法」（1962年）、「工業整備特別地域整備促進法」（1964年）などが制定された。これらの開発政策に、静岡県の「第六次総合開発計画（六総）」（1961年2月）も取り込まれることとなった。

「六総」は、1970年を目標に重化学工業を中心とした産業基盤を育成し地域経済の振興をはかろうとするものであった*1。具体的には、伊豆、東駿河湾、西駿河湾、遠州灘天竜、大井川山手の五つの地区に分け、あらゆる天然資源と人的資源を総動員して、大企業誘致を柱とする工業立県をめざし、工業生産額を1960年度の4500万円を、1970年度には2兆円にするという計画であった。その産業基盤整備のために、国、県、市町村はばく大なカネを投下していた。

斎藤寿夫静岡県知事は、東駿河湾地区が「新産業都市」に指定されことをめざし、関係市町村による促進会を組織し、陳情合戦を繰り広げた。県議会も意見書を政府に提出した。しかし東駿河湾地区は、新産業都市に指定されず、1963年7月、「工業整備特別地域」とされた。

工業立県をめざすこのような政策の流れの中に、2市1町合併とコンビナート建設計画が出されてきたのである。

(2) 発端

コンビナート建設計画は、まず「六総」にもとづいて展開された。立地条件に恵まれた三島・沼津のコンビナート建設計画がでてきたのは、1961（昭和36）年であった。最初の建設計画には、進出予定企業としてアラビア石油（富士石油）、昭和電工、住友化学、東京電力という大企業の名があったが、漁業者の反対運動、沼津市・三島市の対立、工場用地の割当問題、また金融引き締め策もありこの計画は頓挫した*2。

ところがこの計画が、その後復活してきた。工業立県をめざす静岡県は、コンビナート建設推進の方針を捨てていなかったのである。県は、東駿河湾地区が「新産業都市」（国が建設に必要な財政上の措置を講ずるなどの優遇措置があった）に指定されなかったことから、国に依存しないで産業基盤整備を推進することとし、そのために地元負担に耐えうる財政力を持ち、起債能力がある自治体を建設することを図った。沼津市、三島市、清水村の合併計画である。

「新産業都市」の指定が外れたのが1963年7月（12日）（後に「工業整備特別地域」に指定）、県が2市（沼津市・三島市）1村（清水村）の合併を申し入れたのも7月（17日）であった。この合併案は、まさにコンビナート建設を進めるための一環であった。

合併をめぐる動きは次のように始まった。

1963年7月、県は2市（沼津市、三島市）1村（清水村—この年11月に町制施行のため以後清水町とする）に対して、合併の申し入れを行った。それを受けて関係市町も、8月にはそれぞれ「広域都市行政研究特別委員会」（のち、「広域都市行政研究協議会」となる）を設置、11月には2市1町により「県東部地区広域都市行政連絡協議会」が沼津市長を会長として結成された。この第一回の協議会において「東部地区広域都市建設基本方針（案）」が示され、各市町で検討することとされた。県が原案を作成したこの「基本方針（案）」を、沼津市、清水

*1上原信博「1960—70年代における地域開発の動向と産業構造」、上原信博編著『地域開発と産業構造』（御茶の水書房、1977年）

*2 頓挫したとはいえ、三島市で工場用地に擬せられた中郷地区の農民は、離農を迫られるのではないかなど、将来の生活に大いなる不安をかき立てられた。

町はそれぞれの協議会で可決したが、三島市は警戒して素直に県の方針を受け入れようとはしなかった。

そもそも三島市にとって長泉町や函南町などとの合併ではなく沼津市と清水町との合併は不自然であったし、さらに県からせかされての合併にはのれなかった。この案に明確に反対したのは、角田不二雄（日本共産党）、楠半兵衛、夏村義雄（いずれも日本社会党）らであった。三島市の協議会では激しい議論が何度か行われ、12月13日の協議会で、「基本方針（案）」にあった「可及的速やかな新市の実現」の「可及的速やか」を削除するなどの修正案が作成された*3。

そして14日、2市1町の連絡協議会が開催され、三島市の修正案が承認された。これにより合併に向けた協議が開始されることとなったのだが、閉会が迫った時、突然県企画調整部長が、住友化学、アラビア石油（富士石油）、東京電力三社の石油コンビナート建設計画案を発表しようとしたのである。三島市の委員はこれに強く反対し、「この協議会での説明は当を得ない」と主張、結局閉会後に発表されることとなった。

発表されたコンビナート建設計画案は、住友化学が清水町堂庭地区から三島市中郷南部にかけて工場（1965年1月完成）を、富士石油が三島市中郷地区に精油所（1965年度末期完成）を、東京電力が沼津市牛臥地区に火力発電所を建設（1966年度1期工事完成）するというもので着工の時期も示されていた。しかしそれまで会社側からそれぞれの市町に正式な意思表示もなく、きわめて唐突な発表であった。県の「官僚的独走」に対する怒りが一気に高まった。

また県が推進しようとした2市1町の合併計画は、1964年1月に各議会で合併決議をし、翌65年1月に合併というものであった。まさにこのスケジュールは、石油化学コンビナート建設計画と符合し、県主導の合併策はコンビナート建設のためのものであったことが明白となったのである。

(3) コンビナート反対闘争

1963年12月14日の石油コンビナート建設計画案の公表は、反対闘争のスタートとなった。先陣を切ったのは三島市であった。三島市、沼津市、清水町の反対運動の出発はそれぞれ地域の政治状況などから異なった動きを見せた。

①三島市の運動

角田不二雄や楠半兵衛など市会議員は、石油コンビナート反対、合併反対を議会で主張していたが、しかしそれを実現するためにはそのための組織が必要であった。1963年12月15日、社会党、共産党、地区労、そして三島湧水を守る会などの市民団体のメンバー約20名による話し合いの結果、石油コンビナート誘致のための2市1町の合併に反対し、市民に呼びかけて連絡組織（市民懇談会）をつくることが決められた。それが「三島市広域都市問題市民懇談会」（翌年1月石油化学コンビナート対策三島市民協議会となる～後述）であった。会長はおかずに代表委員制度で運営された*4市民懇談会（市民協議会）は、これ以後三島市の住民運動のセンターとして機能することになる。

その翌日、日本社会党三島支部が合併とコンビナート反対の声明を発した（後述）。12月19

*3 角田、楠、夏村らは修正案そのものにも反対した。

*4 会長をおくとその会長の政治的立場によって市民が参加してこない場合があり、代表委員を複数にして合議制で運営していくことにした。

日には、三島市長の諮問機関として設置した「三島市広域行政研究協議会連絡会」の第1回会合が開かれた。同連絡会は、市内にある農協や文化協会などの諸団体からの意見を聴取することを目的に設置されたものである。会合では、今までの市や県の対応に鋭い批判がなされた。同月21日には、市民懇談会は小沢辰男教授（武蔵大学）を招き学習会をもった。この学習会により、市民は「石油化学コンビナートについて基礎的な知識」などを学び、それがその後の「広範な市民運動を組織する上で大いに役立った」と、酒井は記している*2。

1964（昭和39）年の幕が開いた。県は2市1町の合併と石油化学コンビナート建設とは別の問題であるとしてきたが、そうでないことが明らかになる中、県知事が説得のために2市1町を訪問した。1月9日のことであった。知事らは沼津市、清水町を訪問し、三島市は最後となった。沼津市、清水町で鋭い追及にあった知事らは疲労の色を濃くしていた。知事の説明が、たとえば公害問題については「公害がないとは言えないが、そう大きなものはない」などと抽象的であったことから、三島市でも厳しい追及がおこなわれた。

県の合併案は石油化学コンビナート建設のためのものであること、亜硫酸ガスの排出など知事の説明はなんら具体的ではないこと、住民の意思を尊重すると言いながら合併案・コンビナート建設に関して住民の意思を確かめていないことなど、鋭い質問がなされた。追及した主な市会議員は、夏村、楠、角田であった*6。翌日、アラビア石油（富士石油）、東京電力、住友化学のコンビナート関連3社が2市1町を訪問し具体的な建設計画を伝えた。3社あわせて1300億円の建設計画は、工場予定地となった農民、商工業者、そして漁民に大きな波紋となって広がっていった。1月17日、コンビナート建設による公害を危惧している三島市は、科学技術庁に公害調査を依頼した。

1月25日、市民懇談会は会合を開いた。今まで運動の目標を広域行政反対、コンビナート反対の二つを掲げてきたがコンビナート反対に絞ること、市民懇談会の名称を市民協議会にかえることで広範な市民に参加を呼びかけていくこと、署名運動に取り組むこと、学者による研究会・講演会を開催すること、四日市を視察することなどが決められた。2月5日には県から企画調整部長、国立衛生研究所の研究者、コンビナート関連3社の参加の下、「三島市広域行政研究協議会連絡会」の第2回会合がもたれた。参加者は約100名近く、質問はとりわけ公害問題に集中、参加していた三島市にある国立遺伝学研究所の田島氏が、亜硫酸ガスの影響が出たら研究所は引っ越さなければならなくなる、しかし「この土地に残る人は困る」だろうと発言した*7。

2月9日、三島地区労、市民協議会、青年団らがバス2台で四日市を視察。2月14日町内会長連合会がコンビナートについて世論調査することを決める。2月16日、市民協議会が「四日市報告と講演会」を開催、2月22日市民協議会が第2号チラシ*8を全戸配布、2月26日富士石油の予定地とされている中郷部農会、地主が四日市を視察、翌日も松本地区有志が四日市を視察、それ以後も四日市の視察が続いた。

3月に入り、14日国立遺伝学研究所が公害学習会を開催、17日には市民協議会と中郷地区

*2 酒井郁造『見えない公害との闘い』54頁。

*6『三島民報』1964年1月15日付。

*7『三島民報』1964年2月5日付。

*8「石油コンビナートの公害は避けられない」を新聞折り込みで配布した。

共催の市民大会が開催される、18日には三島市医師会の要請で3社の説明会が行われ、20日には三島市注文服組合がコンビナート建設反対を街頭宣伝、24日には町内会長連合会、婦人連盟がアンケート結果を発表した。それによるとコンビナート建設反対がそれぞれ82%、91%であった。26日市民協議会主催の市民大会が市役所前で開かれ約700人が参加、市長・市議会議長に要請書を提出すると共に、耕運機を先頭にして市街地をデモ行進した。この頃、長谷川市長は三島遺伝学研究所の松村清二博士に公害調査を依頼（松村調査団）した（4月1日、沼津工業高校の西岡らが参加）。これはコンビナート建設を推進したい静岡県が、通産省などに要請して設置させた黒川調査団（四日市の公害調査も担当した）に対抗するものでもあった（3月26日に通産大臣らが黒川らに公害事前調査を委嘱）。

4月に入っても、反対運動は続けられた。町内会長連合会、婦人連盟が反対決議をあげ、美術協会が反対を表明し、文化協会も反対を決議。三島市民協議会が全戸に「石油化学コンビナートの進出に反対しましょう」のビラを配布した。5月には、町内会連合会などが県知事に進出拒否を申し入れる（4日）、18日には市広域都市行政研究協議会連絡会で松村調査団による中間報告が公表され、23日には市広域都市行政研究協議会が反対決議をあげ、同日夜には石油化学コンビナート反対の市民大会（1500人参加）が開かれ、長谷川市長はここで反対の態度を示し、31日には長谷川市長が県知事を訪問しコンビナート進出の中止を要請、6月10日には進出予定3社に計画中止を要請した。同月18日、三島市議会は石油化学コンビナート反対を決議した。

こうして三島市へのコンビナート進出はなくなった。しかし東駿河地区へのコンビナート建設が完全に断念されたわけではなかった。同月25日、富士石油は長谷川市長に三島への工場建設を中止する文書を渡した。同日、富士石油と住友化学は、沼津市長に沼津片浜地区への工場建設を伝えたからである。三島市の住民たちは、沼津市の住民の闘いを支援することとなる。

以上のように、三島市のコンビナート建設反対運動は、沼津市、清水町の運動を先導しながら進められた。三島市のコンビナート建設反対運動の特徴は、まず第一に市民懇談会（市民協議会）が、多くの市民の参加を獲得すべく代表（会長）を置かないなどの組織方針を明確に打ち出すと共に、チラシ^{*10}を全戸配布したり、署名活動をおこなったり、市民大会を開催して反対運動を盛り上げたことである。第二に、市内の様々な団体が、建設反対の決議を行ったということである。革新政党や労働組合だけではなく、三島商工会議所、町内会連合会、婦人連盟、美術協会、文化協会、農業協同組合なども決議をあげている。まさに全市こぞって、保守も革新もなく反対の意思表示をしたということである。そして第三に、四日市の公害の状況視察に、様々な団体が取り組んだこと、第四に、広域合併と石油化学コンビナート建設がどのような問題を引き起こすかを事前に察知した社会党・共産党の自治体議員が先頭になって動き始めたことから三島市に於ける反対運動への着手は早く、また上部機関の動向や意向に拘泥せず、地元の問題として地域の人びとと一緒にあって、かつ決して出過ぎずに行動したことである。そして三島市が革新市長を擁していたことである。沼津市、清水町の首長は、住民や議会の動向に背馳する行動をとることが多かった。

*10 1964年1月に発行されたチラシは、「緑と水の三島をばい煙から守りましょう」というもので、市民が持つ「不安」に対して県が何ら説明責任を果たしていないこと、ひとつでも「不安」があるならコンビナートに反対していこうという内容であった。これも『見えない公害との闘い』に記載されている。

②沼津市の運動

沼津市の運動については、宮本憲一編『沼津住民運動の歩み』（日本放送出版協会、1979年）があり、ここに詳しく書く必要はないと思われるので、その経緯を記すのみとする（記述に当たっては、主に同書と『三島民報』の記事を参考にした。）

沼津は、三島と異なり、まさに地元の住民の動きから始まった。

1963年12月15日付の地元紙『沼津朝日』が、「41年から操業／東部地区に石油コンビナート／東電が牛臥の麓へ」という記事を書いた。東京電力が、牛臥山の麓から海岸よりに火力発電所を建設するということが記されていた。この記事を読んだ地元民は驚いた。『沼津朝日』同年12月17日付には、「地元は“寝耳に水”／牛臥に火力発電所／県の独断的な計画／牛臥港に反対の動き」という記事がある。この頃から牛臥地区の住民たちは火力発電所建設のことが気になりとなった。翌年1月、『週刊読売』が四日市の公害を特集した。1月26日には、牛臥地区を含む下香貫連合自治会主催の「公害研究会」が開かれた。2月1日、牛臥地区自治会の臨時総会がもたれ、「石油コンビナート反対期成同盟牛臥地区対策委員会」が結成された。5日には、連合自治会主催の「公害研究会」が開かれ、コンビナート、石油化学、気象学の説明が行われた。そして2月8日、下香貫連合自治会が「下香貫地区火力発電所反対期成同盟」を発足させた。翌日運動方針について議論をかわし、反対署名を行う、市内全自治会、婦人会など関係機関に反対運動への協力を要請する、知事などへ陳情する、看板を立てる、市内へチラシやポスターを配ることなどが提案され、12日に決定された。そして13日から連合自治会傘下の18自治会で学習説明会が実施された。住民たちのこうした動きは、じわじわと市内に影響を及ぼしていった。

しかし沼津市議会の動きはにぶかった。1月30日に開かれた市議会全員協議会でやっと研究を始めようと決め、2月4日の全員協議会で県、進出3社らから説明を受けたが、議員による質問反論は少なかった。ただし、日本社会党沼津支部は、1月29日に火力発電所建設反対の声明を出し、その頃から2月はじめにかけて、沼津文化会議、沼津医師会、沼津を守る会、薬剤師会、水産加工組合など市内の団体が動き始め、2月中には反対を表明することとなる。

2月12日、下香貫に隣接する我入道地区でも青年による公害研究会が開かれた。上香貫連合自治会も2月15日公害対策協議会を開き、学習会のあとで「上香貫火力発電所反対期成同盟」を結成した。

このように住民の間で、コンビナート建設反対の意思が固まりつつあったことから、3月5日、全市民的な結集を図るために様々な団体（上香貫、下香貫の連合自治会、沼津市PTA連絡協議会、沼津文化会議、労働組合、日本社会党、日本共産党など）が一カ所に集まり、連絡機関としての沼津市市民協議会が結成された。代表者はPTA連絡協議会会長の岡田吉信（もと自民党県議）が就任し、各組織の自主的な活動は何ら束縛しないというものであった。市民協議会は早速活発な活動を開始した。3月12日、700人による県議会への陳情、14日には800人による市議会全員協議会へのデモ。

3月15日には、2市1町の反対運動の組織が集まって「石油コンビナート進出反対沼津市清水町三島市連絡協議会」（以下、連絡協議会）が発足。連絡協議会の最初の行動が、3月30日に行われた東京動員であった。11台のバスに分乗し、約600人が東京へ向かった。通産省、東京電力、富士石油、住友化学にコンビナート反対を訴えるためであった。先導の車には社会党

県会議員の酒井郁造ら世話人が乗り、東京の関係機関への連絡等は日本社会党国会議員が行った。

4月、二つの調査団が動き始めた。コンビナート進出により予想される公害についての調査で、一つは静岡県が要請し、厚生、通商産業両大臣の委嘱によって発足した「沼津・三島地区産業公害調査団」（団長が黒川真武だったので黒川調査団と呼ばれている）である。黒川調査団の使命は、コンビナートを建設しても、公害はない、あるいは軽微であることを報告することであった。そうした報告をすることによって、コンビナート建設を推進しようという計画であった（この調査には、2000万円の予算があてられた）。

もう一つは松村調査団である。三島市のところで触れたが、長谷川三島市長が3月26日、国立遺伝学研究所の松村清二に調査を依頼したもの（調査費は2万円であった）で、そのメンバーには住民の学習会で講師を務め、反対運動を支えていた沼津工業高校の長岡四郎、西岡昭夫らが入っていた。松村調査団は、高校生が鯉のぼりをあげて気流の調査を行うなどユニークな科学調査を行った。地道で科学的な調査を行うこの松村調査団は、コンビナートを推進する側にとって、まったくやっかいな存在であった。

コンビナート建設を推進する県や進出企業は、黒川調査団に期待を寄せていたところ、5月松村調査団が中間報告を行った。松村調査団報告の公表に対して、県はそれをやめるように催促してきたという。県が心配していたとおり、松村調査団の報告は、亜硫酸ガスが大量に放出されること、それによる大気汚染は避けられないこと、したがって農業・漁業、公衆衛生に害を与える、公害のおそれは十分にある、というものであった。この松村報告書は、三島市民の決意を固め、5月23日の市民大会、長谷川市長のコンビナート反対表明につながっていく。

三島市への工場建設は無理と判断した県や進出企業は、6月に新たな動きを始める。すなわち沼津市の片浜地区に工場を建設するという計画である。これは3年前のコンビナート建設計画と同様の内容であった。なお、6月11日、牛臥に計画していた火力発電所については東京電力が計画を撤回するという回答が沼津市にあったことが、市議会で報告された。地元住民の強い反対が、計画撤回を獲得したのである。

さて沼津市議会が、6月16日、コンビナート反対を全員で決議したにもかかわらず、富士石油と住友化学は6月25日に沼津市役所を訪問し、片浜地区進出への協力を乞うた。この片浜進出案は、後述する『沼津朝日』社長が関わった「大陰謀」事件で描かれた構図でもあった。これを後押しするように、黒川調査団も、6月18日、公害は避けられると口頭で報告している（「中間報告」）。なおこの片浜計画は、1961年の立ち消えとなった第一次コンビナート建設計画の際に沼津市が提案した案（「沼津案」）でもあった。

6月27日塩谷市長片浜進出計画を公表、富士石油は愛鷹農協を訪問し協力を要請した。同月30日、県議会で知事はコンビナート建設計画を推進すると答弁した。県、進出企業、沼津市長、黒川調査団、そしてその背後にいる通産省は、足並みを揃えて建設に邁進していく。彼らは、この「沼津案」なら沼津市は受け容れるであろうという予測をしていた。7月2日、愛鷹、片浜農協は、千葉県市原市のコンビナート視察に出発（一泊）した。これに対し、沼津市民協議会は、1日から片浜地区で公害問題の説明会を始めた。沼津市長は受入れの方向で動いていくが、市民のコンビナート反対の姿勢は、つゆとも変わることはなかった。

この時期から、コンビナート建設をめぐる対立が激しくなる。市長も、進出企業も、また自民党や建設業者らも、コンビナート建設をめざして活発に活動するからであるが、しかしそれ

を上回る反対運動が展開されるからである。

時系列で記していこう。

7月5日、連絡協議会は、地元選出国會議員と懇談会、自民党は一人も来ず、社会党議員（勝間田、久保田、藤原の各議員）との懇談会となった。8日、沼津市議会全員協議会で、塩谷市長が富士石油の片浜進出の申し入れがあったことを伝えるが、議員からは6月16日に反対決議を出しているのではないかと詰問される。

7月12日、三島市中郷のコンビナート反対期成同盟は、清水町の住友化学、片浜の富士石油進出計画を断念させるまで運動を続けることを確認、19日2市1町連絡協議会は静岡県高等学校教職員組合と研究集会を共催、反対運動の強化を協議した。

7月27日、黒川調査団の調査報告が発表された。これを待っていたかのように、翌28日には富士石油社長らは沼津市を訪れ片浜進出への協力を要請、この後連絡協議会と会見。8月1日、連絡協議会代表が上京し、黒川調査団メンバーとの懇談が行われ、報告書に幾多の問題点があることを確認させた。6日、下香貫連合自治会牛臥火力反対期成同盟は石油工業反対期成同盟に名称を変更し他地区の反対運動にも関わる姿勢を示した。同日、片浜地区6自治会2200戸が片浜地区反対同盟を結成、翌日には沼津医師会が市当局に反対の申し入れを行う、

8月12日市議会全員協議会の場で、塩谷市長が「富士石油の片浜建設を受けいれない」と表明、これに対し議員らが激しく抗議、その日市役所周辺には2000名が集まり、全員協議会終了後、代表が撤回を迫った。市長室周辺には警察官が配置され、大混乱となる。この日から市長は病気を理由に登庁しなくなった。

この後誘致派の動きが活発化する。14日、商工会議所常任議員会が富士石油、住友化学の誘致を決定、片浜地区今沢部農会が誘致賛成表明、19日建設業協会沼津支部が賛成声明を全市に折り込みで配る。29日、自民党県議が主体となった東駿河湾工業整備特別地域研究会が、沼津商工会議所、建設業協会沼津支部、片浜・愛鷹農協などの後援を得て賛成派の大会を開いた。約1500人が集まったが、内1000人は土建業者の動員とみられるものであった。

しかし沼津市民協議会を主体とし、住民の理解と支持を得た反対運動は、賛成派の動きを完全に凌駕した。富士石油建設予定地区はじめ各地で学習会が頻繁に開かれ、予定地区の自治会が次々に反対決議をあげ、国鉄労働組合沼津支部は一週間予定地区で宣伝活動を行い、8月24日には「黒川報告はこんなもの」という黒川報告批判のビラを全市に折り込みで配布。26日には「愛鷹地区石油化学コンビナート絶対反対連合会」が結成されてデモ行進が行われ、27日には我入道地区自治会連合会が「石油コンビナート反対区民大会」を開催、28日には魚市場の団体が「断固反対声明書」を全市に折り込み配布し、片浜地区で「富士石油進出反対片浜地区総決起大会」が開かれ4000人が集まった。またこの日、社会党の国會議員6名が現地視察を行った。

9月1日東京紀尾井町の料亭に、コンビナート推進の中心人物である永原稔静岡県企画調整部長、県選出の自民党国會議員、県會議員、自民党の県連三役など30名が集まりコンビナート誘致を積極的に推進することを話し合ったが、国會議員の足並みが揃わずに終わる。この日、沼津市は「黒川報告書」の全文を広報『ぬまづ』の号外として全戸配布し、そこで塩谷市長は富士石油受入れの所信表明を行った。2日自民党国會議員、県會議員が誘致推進の声明をだし、5日には市議会の友和会、葉月会の議員グループも誘致方針を決定する。7日、静岡県が東部開発事務所の人員を3名から41名に増員（8日、市民協議会の抗議で引き揚げる）、沼津市もコ

ンビナート関係職員を増員するなど、誘致推進派は強行突破を図ろうとした。

しかし9月に入っても、住民の動きは止まらなかった。各地区での学習会は続けられ、また反対決議も次々あげられた。議会でも、20名の議員が富士石油の自発的撤退を要望。愛鷹地区では農民が建設に賛成する農協から預金引き出しを行った。9月8日には、沼津市自治会連合会代表は市長と市議会議長に対して「市民間の混乱を防ぐため速やかに事態を收拾して欲しい」と要請した。反対運動の大きな声に、市長は対応できなくなっていく。

10日、塩谷市長の要請で市議会議長と反対派議員が、「県は進出断念を富士石油に要請して欲しい」と要望したが、県知事は面談を拒否、11日、沼津市の医師会・歯科医師会・薬剤師会は反対声明を全戸に配布、12日魚市場団体が反対の大会を開き、車両400台でデモ行進、そして13日には第一小学校校庭で「石油コンビナート進出反対沼津市総決起大会」が開かれた。これには約2万人が参加し、終了後中郷農民の耕耘機部隊を先頭にデモ行進を行った。この大集会は、県や市の強行策を最終的に断念させた。15日、市民協議会約400人が市役所を訪問、市長不在であったが、助役と収入役は市長に進出反対を進言し、入れられない場合は辞職すると誓約した。16日、助役は県庁に、市長は富士石油、通産省を訪問して計画撤回を説明、翌17日市長が県庁を訪問し沼津の現状を説明するも、知事は公的な場で態度を示せと言明、18日塩谷市長は市議会全員協議会で、「富士石油の愛鷹片浜進出は諸般の情勢から円満な市政の運営を困難ならしめるものと考え、これを拒否する」と表明した（『三島民報』1964年9月20日付）。

この日、全協が終わった後、第四小学校校庭で約5000人が集まり大会を開いた。長い闘いの後の勝利を確認する大会であった。こうして、沼津への石油コンビナート進出反対の運動は終わった。

以上のように、沼津市の運動は、まず火力発電所の立地予定地で始まった。地域に住み続ける人びとの不安とその不安の原因を追究し、どうしたらその原因を取り除けるかを学習し、その成果を伝えることによって、市内全域にコンビナート反対の大きな渦をつくっていった。それを敷衍すれば以下ようになる。

政府、県、そしてその「小間使い」としての市町の行政権力がその権力をつかって強引にその目的を達成しようとするとき、それに対抗し、行政権力の企みを阻止することは並大抵の力のできるものではない。しかし沼津市の住民はそれをやり遂げた。なぜ勝利することが出来たのかを考えることは、重要なことである。

まず住民が不安を持ち、それを不安だけに終わらせないで、石油コンビナートが立地すればどういう事態が引き起こされるのかを学習し、「理論武装」したことである。その「理論武装」には、公害「先進地」の四日市への視察もあるが、専門的な知見を持つ知識人から学ぶ機会としての「学習会」が大きな役割を果たした。こうした学習会が無数に開かれ、石油コンビナートの問題点が明らかにされ、その内容が次々と伝わり、さらに新しい学習会が開かれていった。同時に、科学的な資料収集に市民や高校生が協力したことも記しておかなければならない。また斎藤県知事の「四日市には公害はない」という発言も学習のきっかけとなった。四日市の現地を視察してきた市民には、こうしたウソは完璧に見抜かれたのである。また後になって、住民らの「理論武装」は、政府が委嘱した「黒川調査団」の調査の手法やその内容に杜撰さや虚偽を発見し、「松村調査団」に関わった知識人と共に、それらを見事に論破していった。

そしてその「学習会」での「理論武装」が、多くの住民のものになったとき、地域の住民は

自治会を結集の結節点として運動を開始し、自治会が「反対同盟」を名乗るようになっていくのである。しかしそれぞれの地域に「反対同盟」ができたとしても、それは個々の運動でしかない、それらが一つにつながるとき、その運動は何倍にも大きくなる。それが沼津市民協議会であった。同協議会には、自治会、市民協議会は上意下達の組織ではなく連絡組織であり、構成する諸団体の動きを何ら拘束するものではなかった。

そのような連絡組織は、沼津市だけではなく、三島市、清水町にも結成された。それらの組織が「石油コンビナート進出反対沼津市清水町三島市連絡協議会」としてひとつにまとまったとき、石油コンビナート反対運動は自治体域をこえてつながった。それは三島市の闘いが終わった後も、三島市の市民は沼津市、清水町の勝利まで共に動き続けた。

また県や市も「県民だより」などの公的な広報紙をつかったり、推進派がビラを折り込みで配布したが、市民協議会はビラ配布だけではなく、各地での集会・デモ行進など多彩な方法による宣伝活動を行った。市民へのアピールというとき、たくさんの人びとが集まってデモ行進をすることの意味は大きい。多くの人が反対の意思を示しているということが、視覚的に明示されるからである。

沼津市の反対運動において、これは清水町でも取り組まれたことだが、首長や議員、それに予定地の地主などを個別に説得にあたるという行動は、大きな意味を持ったと思われる。

いずれにしても、粘り強い、多種多様で創造的な闘いを繰り広げたことが勝利に貢献し、また反対運動を持続させたのだろう。沼津の運動から学ぶことは多い。

③清水町の運動

清水町における反対運動の開始は、1964年になってからだった。1月8日、商工会、農協、青年団、学校区長、労働組合などによって「石油化学コンビナート清水町対策研究会」が結成された*11。1月16日深夜、研究会メンバーは四日市への調査に向かった。24日には四日市視察報告会が開かれ、コンビナート建設反対の運動が本格的に開始された。

このように、町内でコンビナート建設反対の声が高まるなか、「町長は知事に盲従的で、住友に弱く、石油コンビナート問題で独走的」という批判が強まり、町長リコールの声があがった。すると、1月22日、高田昇町長が辞表を提出するという事態となった*12。さらに28日には、町議会議長も辞表を提出。コンビナート建設をめぐって、町政が大きく混乱することになった。2月23日に投票が行われた町長選挙は、反対派と賛成派の候補者が立候補し、賛成派の関本嘉一郎が当選した。なおその前日の22日、静岡県は「県民だより」を新聞折り込みで配布、その内容は「公害は全く考えられない」であった。町長選を睨んでの配布ではなかったか、という疑惑がある。

*11 『三島民報』1964年1月20日付。

*12 町長の辞表提出について、『清水町史』通史編では、1月21日「辞意表明」、27日臨時町議会辞表を受理、と記されている(279頁)。『三島民報』1月25日付では、22日辞表提出、大沼俱夫作成の年表でも22日辞表提出となっている。21日に辞意を表明し、22日に辞表を提出したということなのであろうか。酒井の『見えない公害との闘い』にも、「1月22日午後3時半、緊急町議会を招集し、全員協議会を秘密会に切り換えてその席上突如として、一身上の都合を理由に」辞表を提出、とある(107頁)。また『沼津住民運動の歩み』には、1月21日辞意表明、25日町長が辞意撤回を申し出る、27日臨時町議会は町長の辞表を受理、助役も辞意を申し出る、28日議長も辞表を提出、とある(66～67頁)。

3月9日、「石油化学コンビナート清水町対策研究会」は名称を「石油化学コンビナート反対清水町民会議」とした。14日、三島市、沼津市、清水町の反対組織のメンバーが県知事に反対を陳情、21日には町民会議が集めた5120のコンビナート進出反対署名を伴った請願書が町議会に提出された。請願書の末尾にあった、町議会も住民と共に反対決議を行おうという項目について、田村子之吉（社会党）と杉山憲夫（のち自民党代議士）がそれに対応すべきと動議を出した。挙手採決となり、町議会は10対9でコンビナート反対を決議した。この決議は、県や進出企業に大きな衝撃を与えた。こうした事態の中、4月29日、関本町長は辞表を提出した。

また清水町に立地を予定していた住友化学が秘かに土地買収を行っていたことが明らかになり、4月30日、三島市民協議会や清水町民会議など2市1町の住民が同社沼津事務所を包囲し交渉、住民組織の賛成が得られない限り土地買収は行わないという確認書を交わした。また三島市中郷地区の農民を含む住民らは清水町の地主宅を訪問し買収に応じないように説得活動を行った。

5月16日、清水町民会議は清水小学校校庭で町民大会を開いた、約400人が参加し町内をデモ行進した。

5月24日町長選挙が行われ、元議長の鈴木秀作が当選、6月15日に町議会が開かれ、3月21日のコンビナート建設反対の決議を確認し、住友化学に進出中止を要請した。さらに7月6日、清水町議会の代表は上京して、住友化学へ進出断念を要望したが、それに回答はなかった。住友化学は、この段階でも進出計画を捨てなかった。黒川報告書を待っていたのである。

7月3日、工場誘致に賛成する地主を中心に「清水町地域開発建設同盟」が結成され、町議会議員を巻き込んで誘致を実現しようと運動を開始した。また7月末には、「公害は心配ない」という黒川報告書が公表された。8月1日、県知事は沼津市長、清水町長、それぞれの議長、富士石油、住友化学代表を招きコンビナート計画推進を協議した。8月3日、鈴木町長は町議会全員協議会で「以前と事態が変わった」などと発言し、住友化学進出の協議を求めた。これには3月21日の反対決議に反するという意見も出されたが、「石油化学工場進出対策特別委員会」を町議会に設置することになった（8月22日設置）。

特別委員会では、町内の様々な団体から意見を聴取し（町民公聴会）、町民の声を聞いて結論を出そうということになった。特別委員会は、婦人会、部農会、区長会、PTA、町民会議、建設同盟、経営者、労働者からの意見を聴取した。町民会議、労働者はもちろん反対、経営者は黒川報告書の「予防策を講ずれば公害は防げる」に疑念を示して反対、婦人会などもたとえ賛成であっても「公害がなければ」の条件付きであった。

そして10月29日、町議会は清水町民会議が提出した「コンビナート進出拒否の請願書」を受理し、そこでコンビナートは誘致しないと明言、出席議員も全員一致でそれを確認した。これにより清水町のコンビナート反対闘争は終焉を迎えた。

見られるように、清水町の場合は、この問題が町政を攪乱し、町長の交代劇を引き起こした。また反対運動のスタートは遅れたが、まっ先にコンビナート反対の議会決議を獲得することができた。しかし県の画策、町内の誘致賛成派の動き、住友化学の姿勢もあり、最終的な結論は先延ばしとなった。町民会議の粘り強い運動により、やっと10月29日、誘致しないという結論がだされた。

清水町の運動については、まず町民会議が三島や沼津の運動と足並みを揃えながら粘り強く

運動を続けたこと、そして女性たちの地道な動きが誘致反対の結論を導き出したことである。

『清水町史』によれば、1964年9月以降、自主的に集まった女性グループが、学習会をし、町長や各町会議員の自宅を訪問し、熱心に誘致反対を訴えたという。こういう行動が、10月29日の「誘致しない」という結論にすべての町議が賛成するという結末をつくりだしたのだろう。なお、清水町でも社会党議員が大きな役割を果たしていたことを付記していきたい。

3 時間軸に沿って～三島市の場合

(1) 三島市の「記憶」

鉍毒事件 1918（大正7）年3月、田方郡中郷村北沢（現在三島市）で北沢亜鉛電解工業会社伊豆精錬所が操業を開始、それと同時に鉍毒による被害が発生した。

工場が操業する前、1917年2月、函南村間宮亜鉛鉍毒研究会が、九州や茨城の亜鉛工場における重大な被害の例を挙げ、北沢に工場ができれば亜硫酸ガスの排出により、「六千町歩ノ田畑ハ大方其煤煙下ニ在リ、十一万石ノ米ト五万石ノ麦ト二万石ノ繭トヲ犠牲ニシテ五万人ノ農民ガ流離塗炭ノ苦ハ火ヲ見ルヨリモ」明らかだという「亜鉛工場建設反対の訴」を行っていた。同研究会は、錦田村（三島市）、北上村（三島市）、函南村（函南町）、菰山村（菰山町）、三島町、中郷村の有志により結成されたもので、工場建設そのものに反対していた。

函南村の村長は鉍毒の有無を同社に照会したところ同社幹部が来村し村民に説明を行ったが、村民300人余が集まり「激昂」（『東京日々新聞』1917年3月4日付）するという事態となった。その後の経緯は不明であるが、結局工場は建設された。そして予想通り被害が多出した。1918年3月3日操業開始とともに、灌漑用水路の魚が悉く斃死した。住民らは田方郡役所に押し寄せ、さらに三島警察署に行き、排水の分析を求めた。警察署は県衛生課に急報、県から篠田技手が出張してきた。その際、工場の主任技師は、「石灰約240貫匁」を放流したためだろうと語った（『静岡民友新聞』1918年3月6日付）。篠田技手は5、6日調査を行

い、7日「過って生石灰を落したる為め下流の灌漑用水池の魚族は悉く斃死^{マツ}する事判明したるが其他詳細なる調査の結果未だ発表せざる方針なり」と語ったが、それを報じる記事の見出しは「分析の結果は秘密」であった（『静岡民友新聞』1918年3月8日付）。さらに8日には、近くの「麦が約半分枯死」ということも起こった（『静岡民友新聞』1918年3月9日付）。

また鉍毒が大場川、狩野川を経て駿河湾に流れ込むのではないかとということで、駿東郡片浜、静浦、田方郡内浦など2郡5か村の漁業組合が対策を協議した。工場が建設された北沢、多呂地区は篠田技手の水質検査の報告がなかなか伝えられないため、三島署に行きその発表を求めた（『静岡民友新聞』1918年3月27日付）。同年4月、被害は拡大し、農作物の枯死、杉、檜、竹などが枯死する事態となったので「近郷各村は大恐慌」となった（『静岡民友新聞』1918年4月2日付）。被害が拡大する中、錦田村では4月2日臨時村会を開催し善後策を協議、5名の委員を会社に派遣することとした（『静岡民友新聞』1918年4月5日付）。錦田村村民は、同月8日、三々五々約300人が工場付近に集合し工場主任に面会を求めた。工場側と衝突することが予想されたことから、三島警察署が村民の慰留につとめた。村民は中郷村役場で同村の意向を聴取し、翌日には函南村役場で協議し同一歩調をとる方向を探った（『東京日々新聞』1918年4月10日付）。被害を受ける錦田村、中郷村、函南村の三村は「結束」し工場と交渉していくこととした（『静岡民友新聞』1918年4月11日）。4月16日、中郷村役場に三

か村委員会を開催し、会社側の説明を受けた。会社側は「絶対鉍毒等の事なし」と明言して帰社したため、委員会では被害ある場合事業中止か移転を求めることを決議した（『静岡民友新聞』1918年4月18日付）。

また4月19日には錦田村の養蚕農家の蚕が「続々斃死」し、「多分鉍毒に基因するならんとて全区民の恐怖」が高まった。駿東郡水産組合は亜鉛電解会社、清水製紙会社、東京麻糸紡績会社の排水の分析を静岡県水産試験場に依頼したところ、今回もその結果がなかなか知らされない。問い合わせたところ、水産試験場が農商務省に分析を依頼したという連絡があった。

前述した篠田技手による調査結果が「既に満一ヶ月を経過せるも以前発表せず又水産試験場大石技手が過般三島町は出張中試験せるも発表」しない、これは「有害なりと認むる場合の責任回避策」ではないかと地域住民は「激昂」した（『静岡民友新聞』1918年4月21日付）。5月にも錦田村で試験蚕児が突然斃死するということが起こった（『静岡民友新聞』1918年5月5日付）。

その後は新聞報道がなく資料が欠如しているので、どのような経緯を経たかどうかを知ることとはできないが、結局1919年、工場は閉鎖されたという（近年工場跡地は開発され、住宅用地になった）。

住民による鉍毒研究会が存在し他地域の鉍毒被害を調査して警鐘を鳴らしたこと、工場の操業により被害が出されたこと、調査結果の報告をしないという県の姿勢、そして工場をめぐる周辺住民の抵抗運動、ここには後のコンビナート反対闘争の構図がすでにあらわれていたといえよう。

工場が周囲に「鉍毒」を振りまき、それに対して住民が闘ったという経験は記憶され、コンビナート反対運動の原動力にもなった。コンビナートができれば、亜鉛電解鉍業株式会社の鉍毒と同様な事態を引き起こす、と予想できたからである（大沼『三島市・清水町・沼津市住民の石油化学コンビナート阻止運動と三島市の今後の課題』、2017年 参照）。

(2) 三島庶民大学

1945（昭和20）年の敗戦は、三島に学習文化活動を誕生させた。庶民大学三島教室である。田方郡函南村に疎開していた若手の労働法学者・木部達二らが中心となって始めたものである。1946年2月、中村哲の「生活上のデモクラシー」と題した全6回の講座から始まり、丸山真男、川島武宜、石母田正、中野好夫などが講師となって最先端の学問が講じられた（久田邦明「敗戦直後の教育文化運動－庶民大学三島教室を中心として－」、『静岡県近代史研究』第6号、1981年）。この教室に参加した三島市在住者らが、その後この地域の文化運動の主要な担い手となり、またコンビナート反対闘争にも積極的に関わった。三島教室維持委員で、当時三島南高校教諭であった酒井郁造（三島市教員組合書記長、1949年レッドパージにあう。コンビナート反対闘争時は日本社会党所属の静岡県議会議員）がその代表的人物であった。

(3) 東レの進出と水問題

このコンビナート反対闘争は「公害予防闘争」として位置づけられていることについては前述したが、「静岡県における最初のかつ主要な公害事件」とされているのは、「三島市内湧水枯渇事件」であった*3。古くから三島市周辺は富士山の雪解け水による豊かな湧水に恵まれて

*3平野克明「地域住民と公害・環境問題－静岡県を中心として－」（上原信博編著『地域開発と産業構造－東海地域（静岡県）におけるその経済的・社会的分析』（お茶の水書房、1977年）

きた。しかし、1962（昭和 37）年、その湧水が枯渇する現象が発生し、湧水を水源にしている農業用水、飲料水などにも影響がでるようになった。その原因は長岡町・三島市に立地した東洋レーヨン（東レ）工場の地下水くみ上げによるものであるとみなされた。もちろん東レはそれを否定しているが、経緯を見れば、東レが原因であることは確実であると思われる。

東洋レーヨン株式会社（現東レ）三島工場は、1958（昭和 33）年に操業を開始した。三島の湧水が減り始めたのはこの頃からであった。三島駅南に位置する楽寿園の小浜池の水位が減り始めたのは 1961 年からで、翌 62 年には小浜池の湧水がはじめて完全に枯渇するという事態となった。その後も小浜池の池底が露出する状態は続いている。後に地下水を利用する企業が数多く立地したため地下水量の減少の原因を東レだけに負わせることはできないが、東レの操業開始がその端緒になったとは言えるだろう。なお東レ三島工場は、三島市が積極的に誘致したものである。

湧水を誇り、“水の都”をうたう三島市（民）にとって、水の問題はきわめて重要であり、三島市民は石油化学コンビナート建設により、水の問題が更に大きくなることを予想したのであった（三島市民と水との関わりについては、「高度経済成長前半期の水利用と住民・企業・自治体―静岡県三島市を事例として」、『歴史学研究』859号、2009年）。

『三島民報』はその事情をこう記している。「市民の心をかくまで反対に動かした大きな理由の一つは、6年前、東洋レーヨンを誘致したために三島の湧水が激減した、その誤りを二度と繰り返すまい―という決意が強かったためとみられる。（中略）一部の人をもうけさせても、市民大多数を泣かせるような企業誘致はもうごめんだという考え方は市民間に波のように広がったのである」（1964年12月20日付）。

※なお東レに関わる水問題は、今も解決されてはいない。この件については、大沼前掲書に拠られたい。

4 空間軸に沿って

(1) 住民たちが学んだ「四日市公害」のこと

コンビナート反対闘争にとって、四日市市の公害は大きな教訓となった。前述したように、2市1町の住民はバスを仕立てて四日市に行き、公害の実態を直接見聞し、郷土を公害の町にしたくないという強い気持ちをもって反対闘争を展開した。たとえば、1964年2月初め、石油コンビナート対策三島協議会のメンバーはバス2台で四日市を訪問した。そこで、ぜんそくの苦しみ、育たない野菜、白い犬（スピッツ）がねずみ色になっている様子、臭くて食べられない魚、汚れた河川、他方コンビナート会社の社員は公害のないところに住んでいること、コンビナート会社への地元民の雇用が少ないことなどを見聞きした。最後に30歳前後の女性から、「私たちは石油コンビナートというものを知らずに誘致に賛成してしまいました。まさかこんなに公害があろうとは夢にも知らなかったんです。・・・三島のみなさん、二度と私たちのようなこんな目にあわないようにきつと頑張ってくださいよ」と言われた。この言葉が今なお耳に残ると、『中郷 梅名勤労協ニュース』NO.2（1964年2月16日付）は記している。

ところが、コンビナート反対闘争に関する文献には、四日市市住民の公害被害の状況を詳しく記したものはなく、四日市市の公害がその後どういう展開になったのかについての言及もない。四日市公害はその後も続き、四日市の公害訴訟は、このコンビナート反対闘争が勝利的に終了した後に提起されている。

2市1町の住民は、その後四日市といかなる関わりを持ったのだろうか。そういう疑問をもちつつ、本稿では四日市の動きについて最低限の記述をしておく。

四日市公害を引き起こしたのは、第一コンビナート（塩浜コンビナート）を構成する石油精製の昭和四日市石油、石油化学の三菱油化、三菱モンサント化成、三菱化成工業、石原産業の各社、火力発電を行う中部電力。これら6社が、1967年に始まった四日市公害訴訟の被告企業であった。第一コンビナートが本格的に操業を開始したのが1959年。翌60年3月には「異臭魚」が問題となり、漁民等は「伊勢湾污水対策漁民同盟」を組織し30億円の損害賠償を三重県や企業に要求した。その結果、1億円の漁業補償費が支払われたが、7000万円は関係自治体が負担した（田尻宗昭『四日市・死の海と闘う』岩波新書、1972年）。四日市の公害は、このようにまず汚水の問題から始まった。

そして大気汚染が同時的に問題化された。1960年4月、塩浜地区連合自治会が大気汚染対策を四日市市に陳情した。工場からの煤煙（亜硫酸ガス）が原因となり住民に気管支炎、咽喉頭炎、眼科疾患、ぜんそくなどの健康被害を引き起こしたのである。そして1963年第二コンビナート（午起コンビナート）の操業が開始されると、健康被害地域は、塩浜地区から四日市市の沿岸沿いに広がっていった。

この頃の健康被害地域について記されたものを紹介しよう。沼津など2市1町の住民がみた当時の四日市の姿である（四日市再生「公害市民塾」のホームページより）。

- 第1コンビナート（内陸もふくめ）工場はいちは、四日市港へ流されます。生物ゼロといわれるほどの汚い海になり、七色といえはきれいな虹を想像しますが、どろどろした色、油が浮くなど、海のおいのしない悪臭の海でした。
- ぜんそくになるとねえ、この吸うたり、吐いたりするのが非常にえらいの。これねえ、注射打ってもらったら直るの。注射打ってもらうまではえらいから、『これなあ、俺、死ぬまでこんな苦しい息せんならんのやったら、もう死んだろかしらんと』まず自殺した人はこれに負けて、自殺したと思うし、私は、これ、相当野暮ったい、がむしゃらな人間やったんやけど、時々、あの一、発作がひどいときには、『俺、死ぬまで、こんな苦しい息せんならんのやろか、えらい病気やなあ。こんなえらい病気ないなあ。』と思たねえ。（原告患者の語り）
- 霧のような、少し先も見えにくいようなスモッグが立ちこめることがよくありました。夜、鈴鹿の山々のほうから四日市をながめると、四日市の町がすっぽりとガスのかきでおおわれているのがよくわかりました。

1962年6月、「ばい煙規制法」が制定された。この法律により、国が指定した地域について「すすその他の粉じん」及び「亜硫酸ガス又は無水硫酸」の排出が規制されることとなったが、四日市市は指定されていなかった。そこで、1963年11月、工業技術院総裁であった黒川真武を団長とする調査団（黒川調査団）が派遣されてきた。調査団は、翌年3月、「四日市地区大気汚染特別調査結果報告書」を提出した。調査団は9項目の勧告（ばい煙規制法指定地域とすること、煙突を高くすること、市街地の改造＝住民の移転、公害防止施設への投資に助成することなど）を行い（『四日市市』第15巻 史料編現代Ⅱ、1998年）、その結果1964年5月から四日市市は、「ばい煙規制法」の指定地域となった。ただし、公害発生施設の届け出から2年間は燃料転換や公害防止施設の取付の猶予期間とされたことから、規制は1966年5月1

日からから施行された。

施行されたその日、『中日新聞』は「四日市地区にばい煙規制法施行、1本もない違反煙突」という記事を書いた（1966年5月1日付）。ヘリコプターからみる四日市市は「白や黒色の魔物のような煙幕が、高さ200mから600mぐらいにかけ層をなして揺れ動いているのだ。その発生源が、コンビナートの大煙突であることも歴然。・・・しかし、これは目に見える「ばい煙」だけのこと、最も悪質だといわれる亜硫酸ガスは無色、無臭だから、どこにただよっているのかわからない」、「関係者が“ザル法”という理由は、①四日市のコンビナートでは、さしあたりこの法によって規制される煙突は1本もない、②各煙突ごとの煙については規制するが、煙突の本数には規制がない、③法律自体がきわめて手ぬるい」と記している。まさにその通りで、この規制法により「定められた排出基準はなんの対策をとらなくてもクリアできる現状肯定に近いレベル」で、結局「煙突を高くして汚染を拡大する」だけであった（政野淳子『四大公害病』中公新書、2013年、190頁）。

改善が見られないなか、6社に損害賠償を求める訴訟が始まったのが1967年9月であった。前川辰男社会党市議が訴訟は可能だろうか、1964年に弁護士に相談を持ちかけたことが契機となり、訴訟準備が開始された。そして提訴。原告は入院していた9人のぜんそく患者、相手は先述の6社の企業であった。その内容は、6社の企業が排出する亜硫酸ガスにより健康被害が生じたこと、6社には不法行為、共同不法行為責任があり共同で賠償する責任があるというものであった。

1972年7月、原告勝訴の判決が言い渡された。因果関係を認め、被告6社の共同不法行為を認めるものであった。5社は控訴を断念したが、中部電力はなかなかそれに応じようとしなかった。しかし最終的には一審判決が確定した。その直後、昭和四日市石油が増産を計画、脱硫装置をつけるから認めて欲しいということがあった。行政などがそれを認め、また第2次訴訟の動きがあったが、社会党市議などが動いてストップさせた（政野淳子前掲書、211～2頁）。

四日市の公害問題は、この判決を契機にして改善の方向へと動いた。それから50年近く経過している現在、「四日市公害は終わった」という言説がある。確かに青空は戻ってはいるが、いまだ健康被害を訴えている患者は存在している。

三島・沼津コンビナート反対闘争が勝利した後も、四日市市の住民たちは苦難の生活を余儀なくされていた。公害を記録する会編『記録公害』（1969年）に、自治会長のことばとして「公害運動をやるのは、やはり工場が来る前の段階でやるべきなんです。やってきたらだめなんです」がある（田尻前掲書、47頁）。沼津・三島は「来る前」に運動を起こして勝利した。四日市は工場群が来てしまった。

ところで四日市の公害からたくさんのお話を学んだ沼津・三島の両市民、清水町民は、コンビナート反対闘争に勝利した後、四日市の住民たちの苦しみにどれほどの関心を持ったのだろうか。

なお住友化学は1967年、富士石油は1968年に千葉県で操業を開始している。沼津三島に予定されていたコンビナートは、千葉県に建設されたのである。

（2）日本社会党の動き

このコンビナート反対闘争には、酒井郁造県会議員をはじめとして、日本社会党は積極的に関わり、闘いを主導した。

1963年、前述したように、齋藤県政は新産業都市建設促進法に基づき、東駿河湾地区を新産業都市として指定するように働きかけていた。静岡県議会も齋藤県政と足並みを揃えようと、自民党を中心に意見書の提出を考えていた。日本社会党県議団は討議の結果、要望意見をつけ、これに賛成した。

しかし社会党三島支部は、12月16日、「住民福祉と地方自治擁護の立場から石油化学コンビナート誘致と二市一町の合併に反対する」という声明を発表した（『三島民報』1963年12月20日付）。こうした三島支部の動きに対応して、社会党が県全体の方針としてコンビナート建設問題を本格的に検討し始めたのは、1964年1月のことであった。酒井県議は当初から反対の姿勢を示していたが、衆議院議員久保田豊は、「石油産業の労働者の賃金は高いから、この地域の賃金を押し上げるためには反対すべきではない」と主張していたところ、県本部はまず意見の統一を図ろうとして、三島・沼津・清水町の支部代表者会議を開催した。そこでの話し合いの結果、県本部に対策委員会を設置することとなった。対策委員会の委員長は松永忠二県本部委員長、事務局長には酒井郁造が就任した。対策委員会は県に対し質問状を提出した。第1回は1月27日。回答は2月10日、県知事名であった。石油化学産業の公害については、「ないものと確信してい」る、企業進出による地方財政については、企業進出に伴う公共事業は、「主として県の工事であり」、「財政負担が市町村財政を圧迫する」ことはない、その他企業進出に関する離農対策、漁業補償についても県はきちんとやっていく、というものであった。いずれもバラ色の、また抽象的な回答であった。

対策委員会は、県が配付した「県民だより」の内容を踏まえて、さらに2月29日、きわめて具体的で広汎な問題点を盛り込んだ質問状を送り、3月4日回答を得た。しかしその回答に納得できず、対策委員会は研究討議の結果、コンビナート反対を決定し、3月「声明」を公表した。その要旨は、第一に地域開発は地元産業の発展と雇用、住民の生活向上、生活環境の整備に役立つものでなければならないこと、今回のコンビナート建設は大気汚染が避けられないこと、水資源に不安があること、地方財政が圧迫され地元産業に寄与しないこと、農漁民に対する対策も不十分であること、したがって日本社会党は住民と共に反対行動をとる、というものであった。

それを受けて県本部は、3月13日「声明書」を出した。「地域の開発は、あくまで地元産業の発展と雇用の安定をはかり住民の生活の向上と生活環境の整備に役立つものでなくてはならない。然るに、今回の石油コンビナート計画においては、大量に排出される亜硫酸ガス等による大気汚染はさけられない。柿田川用水については、水資源確保について不安がある」、「住民多数の反対の中で強行しようとする県の態度は納得しがたい」として、「住民と反対行動を共にする」としたのである（「第25回定期大会経過報告書」1964年4月24日）。

県本部のゆったりとした動きとは別に、前述の声明にもとづき社会党三島支部は、市民と足並みを揃えて、反対の立場で活動を繰り広げていた。1964年1月9日、齋藤県知事等が沼津市、清水町、三島市を訪問したとき、三島市では、夏村、楠社会党市議が、角田不二雄共産党市議とともに、舌峰鋭く県に迫っていた。夏村議員は、工場進出予定地が未だ明確でない、公害についての研究がない、地元民の意向を聞かない、そうした状況下での企業進出ではないか、楠議員は、過去の経緯から2市1町の合併案は必然性がない、三島市民はコンビナートは御免であるという意見だ、角田議員は2市1町の合併案は石油コンビナート建設を前提としたものだ」と県に迫った（『三島民報』1964年1月15日付）。三島市だけでなく、清水町でも社会党

の田村議員が「県の独走」を批判している。

日本社会党所属の自治体議員は、住民たちの不安や怒りを背景に、議会で先頭になって闘った。

なお、日本共産党所属の三島市議会議員・角田不二男は、日本社会党の議員と協力して闘いの中核となっていた。それ以外にも、同党に関わる人々がこの闘いに加わったことを記しておく。

(3) 静岡県による報復

コンビナート建設を強引に推進しようとした静岡県当局の行動をみていると、県は国策遂行のための督励機関として存在しているのではないかと判断せざるを得ない。

このコンビナート建設計画が国策に対応する事業であったことはすでに記した。斎藤寿夫県知事は、強引に石油化学コンビナート建設を凶ったが、住民たちの粘り強い闘いの前に屈した。すると静岡県は、何と報復を行ったのである。報復は、三島市と闘いに効果的に関わった高校教員に対して行われた。

①三島市への報復

コンビナート反対の姿勢をもっとも明確に示した三島市に対して、県がおこなったことについて、『三島民報』の記事を引用しよう。

「斎藤知事は、三島市に対し、コンビナート反対のシッペ返しとして、老人センター県補助金をしぶり、青木宅地造成の農地転用を妨害し、または財政再建法適用を考える一と脅しをかけてきた。」（1964年9月25日付）。

その内容を説明することはしないが、県は三島市政に対して妨害できることで妨害してきたのである。この他の妨害もあるが、いずれにしても、県はこういうことまでやるのか、ということである。

②沼津工業高校教員への報復

1965年3月の人事異動で、静岡県立沼津工業高校の校長、教頭が同時に替わった。校長となった高村平一郎は、4月15日の職員会議で学校運営方針を発表した。校務分掌を任命制とする、退職勧告を校長判断により積極的に行う、組合活動は校長の許可する範囲内で行うこと等であった。それは、コンビナート問題にみずからの学識を提供した高校教員とそれを支えていた静岡県高等学校教職員組合沼津工業高校分会に対する宣戦布告であった。7月に行われた同校PTA総会では、一部の役員から反対闘争に関係した教員を非難する決議がなされようとして、日常的な教員への攻撃、組合への弾圧が行われ、警察官導入なども行われた。翌1966年3月末の人事異動では、4名の教員に意に沿わない転勤が命じられ、辞令は自宅に郵送されるというあり得ない方法で伝えられた。市民による抗議行動もあったが、校長は最後まで姿を見せなかった（『石油コンビナート阻止』132～135）。またこの年10月21日の人事院勧告完全実施を要求する組合のストライキに参加した組合員が全国でただ一人免職となった。コンビナート反対闘争に参加し、専門的な知識をもって「松村調査団」のメンバーとなった長岡四郎教諭である。

このように、静岡県は反対運動に関わった教員などに悪質で執拗な報復を行ったのである。

ここで付け加えておかなければならないことは、沼津工業高校の教員が、コンビナート反対闘争に積極的に関わることが出来た背景には、静岡県高等学校教職員組合の存在があったこと

だ。組合には、ただ単に職場の問題や教員の待遇のみをとりあげるのではなく、このような社会的な課題にも関わり合うこと、そしてその活動を支えることが求められる。職場は、社会の中に存在しているから、当たり前のことである。

(4) 地域メディアの役割

地域メディアの役割については、すでに『石油コンビナート阻止一沼津・三島・清水二市一町住民のたたかい』（技術と人間、1993年）に「ローカル紙の活躍」として描かれている。そこで簡単に論じられているのは、『三島民報』（小西政三社長）、『沼津朝日新聞』（井上章久社長）、『日刊沼津新聞』（田村茂社長）である（現在は、『沼津朝日新聞』以外は発行されていない）。『三島民報』は一貫して住民サイドに立ち、精力的に住民運動などを報じていった。『沼津朝日』も当初は住民サイドで熱心に報道を続けたが、富士石油の建設地が三島から沼津市片浜へ変更となった頃から「条件つき賛成」へと転じた。『沼津新聞』は当初住民運動に冷ややかだったが、『沼津朝日』が変節した頃からコンビナート反対の旗を掲げるようになった、と紹介されている。

本稿は、紙面によりそれぞれの新聞の特徴を浮き彫りにしようと考えたが、手元にある『戦後日本住民運動資集成 8』第一巻には、『三島民報』と『沼津朝日』だけが収載されているだけで、またなぜか『沼津朝日』が「変節」する時期の1964年6月の紙面がほとんど欠けている。したがって、ここではまず『三島民報』については反対運動のなかで果たした役割を記し、『沼津朝日』の「変節」に関わる『沼津新聞』の報道を紹介し、『沼津朝日』の「変節」を検証していくこととする。

①『三島民報』の場合

収載されている『三島民報』は、1963年9月30日付から1964年12月20日付までである。同紙は、ほぼ毎月6回（5、10、15、20、25、30）発行されている。社屋は三島市内にあり、社長は前述のように小西政三である。小西はローカル紙の社長であると同時に、三島文化協会の中心人物であり、それゆえに広域都市行政研究協議会連絡会に出席し、また町内会長でもあった。三島市の住民であり、文化活動や住民自治の主要な担い手であった。

『三島民報』の創刊は、1949年7月であった。「住民の希望をよくみてね、住民の立場に立ったそういう新聞でなかったら支持されないでしょう。この新聞はそういうことで始めたんですよ」という小西のことばが紹介されている（西岡昭夫ほか『石油コンビナート阻止一沼津・三島・清水 二市一町住民のたたかい』96頁）。同紙はそうした市民の新聞として誕生したのである。

さて紙面をみていくと、石油コンビナートについての言及は、1963年12月20日付の「主張」、「石油コンビナート建設強行案に反対する」からである。12月14日、永原県企画調整部長がコンビナート建設計画案を第4回連絡協議会で公表したことが契機となった。「主張」は、この案の発表を、「企業のための合併を企図する県の官僚的独善性」とであると批判し、1960～61年にかけての県のコンビナート建設案に翻弄された中郷町農民の苦痛を指摘し、まず農民等に「遺憾の意」を表すべきであるとし、今回の県の提案も離農対策、公害防止の保証がなく、進出企業の予定だけを押しつけるというもので、「地元の意向を全く無視した暴論」であり、2市1町の合併研究は中止し、コンビナート建設強行策反対に結集しつつある市民と共に、長谷川市長に「自主性を守りぬ」くことを求めるものであった。その日の紙面には、市長や市議

会議長のコメントが載り、いずれも市は自主性、主体性を貫くという姿勢を示した。

それ以後、同紙は、石油コンビナート問題を逐一報じ、また論じた。たとえば、1964年2月10日付では、小西がこの問題は「市民みんなの意志できまる」、「住民の意志が不動であれば、最後は目的が達せられる」というように。

同紙は、何らかの動きがある度に論評する。2月22日、前述したように、清水町長選の投票日前日、県が2市1町に「県民だより」を新聞折り込みで配布したことに対し、市民が「県がなぜこうまで非常手段に出るのか」という疑問を持ち始めていること、アラビア石油（富士石油）が中郷地区の有力者に菓子折を配れば、「こんなにまでしてくるところを見ると、矢張り公害があるということだ」という市民の警戒心を指摘し、またコンビナートに反対しているのは社会党や共産党だけというデマに対しても、「コンビナート反対は保守も革新もない」という商工会議所の役員の声を対置する（1964年3月5日付）。消えてはあられる様々なデマ、宣伝に、同紙は事実を示すことによってそれらに反論していった。

また市議会での討論を、ヤジも含めて詳しく報じる。倉敷市の水島には公害がないといわれれば、水島を取材して「公害の危険が住民の生活にしひこむ」という記事を発表する（1964年3月20日付）。そして「石油コンビナート問題あれこれ」という欄をほぼ毎号設け、コンビナート問題に関わる情報を伝え、また論じていった。まさにコンビナート反対闘争の機関紙的存在であった。なお『三島民報』は、1964年2月以降、富士石油建設予定地の中郷地区1500世帯に無料で配付された。

三島市における反対闘争に於いて『三島民報』が果たした役割は、きわめて大きい。

②『沼津朝日』の場合

『沼津朝日』は、1952年創刊、現在の沼津朝日新聞社のHPには、「市民の視点に立った紙面づくりに力を注いできました」とある。

コンビナート反対闘争については、住民サイドに立って報道を展開していた。例えば、1964年1月24日付の見出しは、「市民の上に死の霧 恐ろしい石油工業 繁栄どころか荒廃」。それ以降も「ゆれる火力発電所 防止できぬ毒ガス」（1964年2月7日付）、「まるで植民地都市 石油工業と公害 中国・四国方面をみて」（1964年2月18日付）、「前進へ全智能注げ 公害戦争勝利の後の街造り」（1964年5月5日付）、「有害工場誘致せず」（1964年5月7日付）などと、扇情的な見出しが続いていた。

『石油コンビナート阻止一沼津・三島・清水二市一町住民のたたかい』は、井上社長は「とくに産業による地域の植民地化を警告」し、その考えをもって各地で講演したこと、その井上の植民地化論が市民に「浸透」したことを指摘している。

ところが『沼津新聞』が、1964年6月15日付で、「市民と議員欺く大陰謀」として大きく報じた事件に『沼津朝日』の井上社長が関与していたことが明らかになったのである。同紙によると、その陰謀とは、6月はじめ、三島市中郷地区での富士石油の石油精製工場建設が行き詰まるなか、工場を沼津市片浜地区に誘致するという計画を、塩谷沼津市長、沼津市の政界の黒幕と言われる竹内鉄次郎安波建設社長、『沼津朝日』の井上社長、富士石油の重役2人、計5人が秘密会議を開いてとり決めた、というもので、その際、工場用地の買収、建設を地元

に任せてもらうということから、大金が動く構図も予想されるものであった。さらに『政財界』（5月号）という経済雑誌に、反対運動が始められた頃、井上社長が富士石油に対し500万円出せばコンビナート建設反対の記事を中止してもよいと申し入れていたということも報じられ

た。また井上社長の元沼津市長高木恵太郎の醜聞との関係も取り沙汰された。要するに、紙面では石油コンビナート反対を訴えながら、ウラでは石油精製工場の誘致を富士石油と話し合っていたのである。

この井上の行動に関して『沼津新聞』は、「石油化学コンビナート進出反対運動の扇動者として自社発行の地方紙を使い、コンビナート進出後に予想される産業公害の被害を取り上げ、無知な市民層に対して「公害おそるべし」のキャンペーンを張り続けてきた」、「生活権の問題として鋭い反対運動を続けている」市民の「純粋な心を欺く大陰謀」（1964年6月15日付）と皮肉まじりの記事を書いている。

この『沼津新聞』のスタンスは、当初市民運動に対して冷ややかであった。1964年6月2日付の記事、「議会攻勢を画策する／コンビナート反対市民会議^(ママ) 運動方針を大転換 再び過激運動展開か」として、「過激運動を自粛、地についての運動の展開によって市民の間に運動主旨を深く浸透させようとの配慮から「静かなる運動」方針をとってきた石油化学コンビナート反対市民会議^(ママ)では今月から再度の方針転換を図り、またまた派手なデモンストレーション行為に出ることになった」がそれを物語る。

しかし、「大陰謀」事件を報じた後、『沼津新聞』は、たとえば「再び火がついた反対運動日増しに高い排撃気運 片浜地区一帯の住民感情 背後に市長不信の念」（7月1日付）とあるように反対運動を記事化していった。「新聞は社会の眼であると共に公器である」（『沼津新聞』1964年7月6日付）という姿勢が、『沼津朝日』の醜聞によって明確化されたといえるだろう。

その後の『沼津朝日』は、明確に書かれているわけではないが、6月はじめの秘密会議での取り決めの方向に論調を持っていった。井上は、「工場の進出は、地元が主体性を持ち、市民が主導権を握ったその支配下にのみ許される。それこそ、市民の福祉、地域の繁栄、公害の防除が実現する」とし、「市民、市当局、市議会が力を合せて、市民の幸福と利益を目的として考え、適切果断に対処してもらいたい」（1964年7月26日付）、「当面の責任者が市民のために責任ある行動をとり、市民に正しい理解と判断をさせることである。特に、受入れを表明した市当局の所信の裏付けの具体的な説明が必要なのであるまいか」（1964年9月16日付）と記し、要するに市は、公害が防除できることなど受入れ条件をきちんと市民に説明して、富士石油の工場の受入れに進め、ということを目指しているのである。

『沼津朝日』の「変節」について、『石油コンビナート阻止一沼津・三島・清水二市一町住民のたたかい』には、「黒川調査結果の発表を機会にして」（99頁）とあるが、そうではなく6月の「大陰謀」事件が契機となっているように思われる。「大陰謀」事件での取り決めの方向が富士石油の沼津市片浜建設であり、その後井上はその推進を図る沼津市の動きを督励するかのような記事を書いているからである。

③ローカル紙の意義

この時期、有力なローカル紙が3紙もこの地域で発行されていたことは、大きな意味を持つ。『三島民報』に見られるように、コンビナート建設に関わる市民、市、議会、県や国の動向を、不安や疑問をもつ市民の目線から報道を展開してきたからである。全国紙では、たとえ地方版があったとしても、これほどの報道はなされない。

コンビナート建設反対運動だけではなく、運動の主体にとっては、それに関わる各種の情報が必要である。政府、自治体の動き、議会の動向、他の地域の動き、そしてどういう運動が具体的に展開されているかなど、そうした情報をもとに、運動を勝利に導く「作戦」がたてられなければならない。ローカル紙は、そうした情報を紙面に登場させた。そしてどう考えるべきかを、市民に示唆してきた。新聞は「公器」であり、その「公器」がそうした情報を提供するからこそ、市民も情報を信用するのである。

沼津市・三島市・清水町コンビナート反対運動は、ローカル紙の伴走があったからこそ勝利し得たのではないか。今後もいろいろな運動がなされると思うが、ローカル紙が果たした役割を教訓化し、それが存在しない地域に於いては、どういう「情報戦」を展開していくのか。この問題はきわめて重要である。

4 意義と特徴

この闘争によりコンビナート建設を阻止し、それによって公害を事前に予防することができた。この闘いは、全国に於ける公害予防闘争の嚆矢として位置づけられている。

なぜ勝利することができたのか。それは、住民みずからがこの地域の主体として地域の行く末を見つめ、コンビナートが誘致された場合どうなるかを広汎な調査・学習・教育活動を通して学びとり、想像力を発揮したからである。知識人と連携しながらの、住民による積極的な学習活動は特筆に値するといえよう。そしてもちろん、日本社会党、日本共産党の二つの政党と国鉄労働組合を初めとした労働組合が、陰になり日向になり、闘いを支えたことも大きな力であった。この闘いは、国や県がバックアップする自治体の政策を、住民の力で変更させたのである。

私たちがこの闘いから学ぶことは、住民の生活権に関わる闘いは、自覚した人びとが突っ走るのではなく、住民と足並みを揃えながら、学習活動を中心として展開していくものでなければならないということである。この闘争では、医師会や農協、漁協、商工組合など多様な住民が動いた。そこには保守とか革新とかはなかった。

住民が真実をみずからのものにしたとき、大きな力を発揮することが、この闘いで証明されたといえよう。